

2. 運営基準等

〈介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）〉

（最終改正：平成 15 年 2 月 24 日・厚生労働省令第 13 号、平成 15 年 3 月 14 日・厚生労働省令第 31 号）

第 2 章 人員に関する基準（抄）

（従業者の員数）

第 2 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 97 条第 2 項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護婦、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上

〈介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号）〉

（最終改正：平成 15 年 3 月 19 日・老計発第 0319001 号、老振発第 0319001 号）

第 2 人員に関する基準

1 医師

- (1) 介護老人保健施設においては、常勤の医師が 1 人以上配置されていなければならないこと。したがって、入所者数 100 人未満の介護老人保健施設にあっても常勤の医師 1 人の配置が確保されていなければならないこと。また、例えば、入所者数 150 人の介護老人保健施設にあっては、常勤の医師 1 人のほか、常勤医師 0.5 人に相当する非常勤医師の配置が必要となること。ただし、前段に規定する介護老人保健施設（以下「基本型介護老人保健施設」という。）の開設者が当該介護老人保健施設と一体として運営するものとして開設

する介護老人保健施設（以下「分館型介護老人保健施設」という。）においては、当該分館型介護老人保健施設と一体として運営される基本型介護老人保健施設に配置されている医師が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てても差し支えないこと。例えば入所者 30 人の分館型介護老人保健施設にあつては、0.3 人分の勤務時間を確保すること。

- (2) (1) にかかわらず、病院又は診療所（医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合に限り。）と併設されている介護老人保健施設にあつては、必ずしも常勤の医師の配置は必要でないこと。したがって、複数の医師が勤務する形態であっても、それらの勤務延時間数が基準に適合すれば差し支えないこと。ただし、このうち 1 人は、入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ医師としなければならないこと。なお、兼務の医師については、日々の勤務体制を明確に定めておくこと。

二 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

2 薬剤師

薬剤師の員数については、入所者の数を 300 で除した数以上が標準であること。

三 看護婦、看護師、准看護婦若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに 1 以上

3 看護師、准看護師及び介護職員

看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）又は介護職員（以下「看護・介護職員」という。）は、直接入所者の処遇に当たる職員であるので、当該介護

(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の2程度を、介護職員の員数は看護・介護職員の総数の7分の5程度をそれぞれ標準とする。)

四 支援相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

老人保健施設の職務に専ら従事する常勤職員でなければならないこと。ただし、業務の繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合は、次の2つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えないこと。

- (1) 常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度確保されていること。
- (2) 常勤職員に代えて非常勤職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上であること。

4 支援相談員

- (1) 支援相談員は、保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てること。
 - (1)入所者及び家族の処遇上の相談
 - (2)レクリエーション等の計画、指導
 - (3)市町村との連携
 - (4)ボランティアの指導
- (2) 支援相談員の員数は、基準省令により算定した数以上の常勤職員を配置しなければならないこと。ただし、分館型介護老人保健施設においては、基本型介護老人保健施設に配置されている支援相談員が配置されるときに限り、非常勤職員をもって充てて差し支えないこと。例えば入所者30人の分館型介護老人保健施設にあつては、0.3人分の勤務時間を確保すること。

五 理学療法士又は作業療法士 常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上

六 栄養士 入所定員 100 以上の介護老人保健施設にあっては、1 以上

七 介護支援専門員 1 以上（入所者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）

5 理学療法士又は作業療法士

理学療法士又は作業療法士は、介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションサービスの提供に当たることは差し支えないものである。

ただし、介護老人保健施設の理学療法士又は作業療法士の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まないものとする。

6 栄養士

入所定員が 100 人以上の施設においては常勤職員を 1 人以上配置することとしたものである。ただし、同一敷地内にある病院等の栄養士がいることにより、栄養指導等の業務に支障がない場合には、兼務職員をもって充てても差し支えないこと。

なお、100 人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきであること。

7 介護支援専門員

(1) 介護支援専門員については、その業務に専ら従事する常勤の者を 1 名以上配置していなければならないこと。したがって、入所者数が 100 人未満の介護老人保健施設にあっても 1 人は配置されていなければならないこと。また、介護支援専門員の配置は、入所者数が 100 人又はその端数を増すごとに 1 人を標準とするものであり、入所者数が 100 人又はその端数を増すごとに増員することが望ましいこと。ただし、当

八 調理員、事務員その他の従業者 介護
老人保健施設の実情に応じた適当数

- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法は、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でな

該増員に係る介護支援専門員については、非常勤とすることを妨げるものではない。

- (2) 介護支援専門員は、入所者の処遇に支障がない場合は、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の配置により、介護支援専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務に係る勤務時間として算入することができるものとする。

なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められないものである。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

8 調理員、事務員等

- (1) 調理員、事務員等については、介護老人保健施設の設置形態等の実情に応じた適当数を配置すること。
- (2) 調理員、事務員等については、併設施設との職員の兼務や業務委託を行うこと等により適正なサービスを確保できる場合にあつては配置しない場合があつても差し支えないこと。

10 用語の定義

- (1) 「常勤換算方法」

当該介護老人保健施設の従業者の勤務

ければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

＜再掲＞

（平成 12 年厚生省告示第 25 号）

（最終改正：平成 15 年 3 月 14 日・厚生労働省告示第 83 号）

五 介護保健施設サービスにおけるリハビリ

テーション機能強化加算の基準

第二号の規定を準用する。

二 介護保健施設における短期入所療養介

護費に係るリハビリテーション機能強化

加算の基準

イ 常勤の理学療法士又は作業療法士を 1 人以上配置していること。

ロ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第五号に定める理学療法士又は作業療法士（平成 11 年厚生省令第 40 号第 2 条第 1 項第五号※）を配置していること。

※編者註：平成 11 年厚生省令第 40 号第 2 条第 1 項第五号

五 理学療法士又は作業療法士

常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数以上

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を常勤換算方法（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第 2 条第 3 項に規定する常勤換算方法をいう。）で入所者の数を 50 で除した数以上配置していること。

延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 3 2 時間を下回る場合は 3 2 時間を基本とする。）で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。この場合の勤務延時間数は、当該施設の介護保健施設サービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該施設が通所リハビリテーションの指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が介護保健施設サービスと指定通所リハビリテーションを兼務する場合、当該従業者の勤務延時間数には、介護保健施設サービスに係る勤務時間数だけを算入することとなるものであること。

（2）「勤務延時間数」

勤務表上、介護保健施設サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者 1 人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

（3）「常勤」

当該介護老人保健施設における勤務時間数が、当該施設において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 週間に勤務すべき時間数が 3 2 時間を下回る場合は 3 2 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。当該施設に併設される事業所の職務であつ

て、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間数の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、介護老人保健施設に指定通所リハビリテーション事業所が併設されている場合、介護老人保健施設の管理者と指定通所リハビリテーション事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間数の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」

原則として、サービス提供時間帯を通じて介護保健施設サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該施設における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

(1) 基準省令第2条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の入所者延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

(2) 新設（事業の再開の場合を含む。以下同じ。）又は増床分のベッドに関し

て、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の入所者数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、ベッド数の90%を入所者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における入所者延数を6月間の日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における入所者延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(3) 減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の入所者延数を延日数で除して得た数とする。

第3章 施設及び設備に関する基準

(厚生省令で定める施設)

第3条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設を有しなければならない。

- 一 療養室
- 二 診察室
- 三 機能訓練室
- 四 談話室
- 五 食堂
- 六 浴室
- 七 レクリエーション・ルーム
- 八 洗面所
- 九 便所
- 十 サービス・ステーション
- 十一 調理室

第3 施設及び設備に関する基準

2 施設に関する基準

十二 洗濯室又は洗濯場

十三 汚物処理室

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

二 機能訓練室

1 平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積以上の面積を有し、必要な器械・器具を備えること。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第25条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

(入退所)

第8条 介護老人保健施設は、その心身の状況及び病状並びにその置かれている環境に照らし看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。

(2) 各施設については、基準省令第三条第二項に定めるもののほか、次の点に留意すること

① 機能訓練室

介護老人保健施設で行われる機能訓練は、理学療法士又は作業療法士の指導下における運動機能やADL（日常生活動作能力）の改善を中心としたものであるもので、これに必要な器械・器具を備えること。

第4章 運営に関する基準

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第 13 条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならない。

(機能訓練)

第 17 条 介護老人保健施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを計画的に行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 9 条 介護老人保健施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

十二 機能訓練

基準省令第 17 条は、介護老人保健施設の入所者に対する機能訓練については、医師、理学療法士若しくは作業療法士又は言語聴覚士（理学療法士又は作業療法士に加えて配置されている場合に限る。）の指導のもとに計画的に行うべきことを定めたものであり、特に、訓練の目標を設定し、定期的に評価を行うことにより、効果的な機能訓練が行えるようにすること。

なお、機能訓練は入所者 1 人について、少なくとも週 2 回程度行うこと。

第 4 運営に関する基準

7 サービス提供の記録

基準省令第 9 条第 2 項は、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、入所者の状況その他必要な事項を記録しなければならないこととしたものである。

なお、基準省令第 38 条第 2 項の規定に基づき、当該記録は、2 年間保存しなければならないこととしたものである。

(記録の整備)

第38条 介護老人保健施設は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 施設サービス計画

二 第8条第4項※に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

※第8条第4項 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

三 第9条第2項※に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

※第9条第2項 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

33 記録の整備

基準省令第38条第2項の介護保健施設サービスの提供に関する記録には診療録が含まれること（ただし、診療録については、医師法第24条第2項の規定により、5年間保存しなければならないものであること。）

リハビリテーション実施計画書

計画評価実施日 年 月 日

利用者氏名	男 女	年 月 日生 (歳)	要介護度:	担当医:	PT:	OT:	ST:	SW:	看護師:
健康状態 (原因疾患、発症日等)			合併疾患			廃用症候群: <input type="checkbox"/> 軽度 <input type="checkbox"/> 中等度 <input type="checkbox"/> 重度 原因:			障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 痴呆性老人の日常生活自立度 正常 I1a I1b I1a I1b I1c I1d I1e I1f I1g I1h I1i I1j I1k I1l I1m I1n I1o I1p I1q I1r I1s I1t I1u I1v I1w I1x I1y I1z I1aa I1ab I1ac I1ad I1ae I1af I1ag I1ah I1ai I1aj I1ak I1al I1am I1an I1ao I1ap I1aq I1ar I1as I1at I1au I1av I1aw I1ax I1ay I1az I1ba I1bb I1bc I1bd I1be I1bf I1bg I1bh I1bi I1bj I1bk I1bl I1bm I1bn I1bo I1bp I1bq I1br I1bs I1bt I1bu I1bv I1bw I1bx I1by I1bz I1ca I1cb I1cc I1cd I1ce I1cf I1cg I1ch I1ci I1cj I1ck I1cl I1cm I1cn I1co I1cp I1cq I1cr I1cs I1ct I1cu I1cv I1cw I1cx I1cy I1cz I1da I1db I1dc I1dd I1de I1df I1dg I1dh I1di I1dj I1dk I1dl I1dm I1dn I1do I1dp I1dq I1dr I1ds I1dt I1du I1dv I1dw I1dx I1dy I1dz I1ea I1eb I1ec I1ed I1ee I1ef I1eg I1eh I1ei I1ej I1ek I1el I1em I1en I1eo I1ep I1eq I1er I1es I1et I1eu I1ev I1ew I1ex I1ey I1ez I1fa I1fb I1fc I1fd I1fe I1ff I1fg I1fh I1fi I1fj I1fk I1fl I1fm I1fn I1fo I1fp I1fq I1fr I1fs I1ft I1fu I1fv I1fw I1fx I1fy I1fz I1ga I1gb I1gc I1gd I1ge I1gf I1gg I1gh I1gi I1gj I1gk I1gl I1gm I1gn I1go I1gp I1gq I1gr I1gs I1gt I1gu I1gv I1gw I1gx I1gy I1gz I1ha I1hb I1hc I1hd I1he I1hf I1hg I1hi I1hj I1hk I1hl I1hm I1hn I1ho I1hp I1hq I1hr I1hs I1ht I1hu I1hv I1hw I1hx I1hy I1hz I1ia I1ib I1ic I1id I1ie I1if I1ig I1ih I1ii I1ij I1ik I1il I1im I1in I1io I1ip I1iq I1ir I1is I1it I1iu I1iv I1iw I1ix I1iy I1iz I1ja I1jb I1jc I1jd I1je I1jf I1jg I1jh I1ji I1jj I1jk I1jl I1jm I1jn I1jo I1jp I1jq I1jr I1js I1jt I1ju I1jv I1jw I1jx I1jy I1jz I1ka I1kb I1kc I1kd I1ke I1kf I1kg I1kh I1ki I1kj I1kk I1kl I1km I1kn I1ko I1kp I1kq I1kr I1ks I1kt I1ku I1kv I1kw I1kx I1ky I1kz I1la I1lb I1lc I1ld I1le I1lf I1lg I1lh I1li I1lj I1lk I1ll I1lm I1ln I1lo I1lp I1lq I1lr I1ls I1lt I1lu I1lv I1lw I1lx I1ly I1lz I1ma I1mb I1mc I1md I1me I1mf I1mg I1mh I1mi I1mj I1mk I1ml I1mm I1mn I1mo I1mp I1mq I1mr I1ms I1mt I1mu I1mv I1mw I1mx I1my I1mz I1na I1nb I1nc I1nd I1ne I1nf I1ng I1nh I1ni I1nj I1nk I1nl I1nm I1nn I1no I1np I1nq I1nr I1ns I1nt I1nu I1nv I1nw I1nx I1ny I1nz I1oa I1ob I1oc I1od I1oe I1of I1og I1oh I1oi I1oj I1ok I1ol I1om I1on I1oo I1op I1oq I1or I1os I1ot I1ou I1ov I1ow I1ox I1oy I1oz I1pa I1pb I1pc I1pd I1pe I1pf I1pg I1ph I1pi I1pj I1pk I1pl I1pm I1pn I1po I1pp I1pq I1pr I1ps I1pt I1pu I1pv I1pw I1px I1py I1pz I1qa I1qb I1qc I1qd I1qe I1qf I1qg I1qh I1qi I1qj I1qk I1ql I1qm I1qn I1qo I1qp I1qq I1qr I1qs I1qt I1qu I1qv I1qw I1qx I1qy I1qz I1ra I1rb I1rc I1rd I1re I1rf I1rg I1rh I1ri I1rj I1rk I1rl I1rm I1rn I1ro I1rp I1rq I1rr I1rs I1rt I1ru I1rv I1rw I1rx I1ry I1rz I1sa I1sb I1sc I1sd I1se I1sf I1sg I1sh I1si I1sj I1sk I1sl I1sm I1sn I1so I1sp I1sq I1sr I1ss I1st I1su I1sv I1sw I1sx I1sy I1sz I1ta I1tb I1tc I1td I1te I1tf I1tg I1th I1ti I1tj I1tk I1tl I1tm I1tn I1to I1tp I1tq I1tr I1ts I1tt I1tu I1tv I1tw I1tx I1ty I1tz I1ua I1ub I1uc I1ud I1ue I1uf I1ug I1uh I1ui I1uj I1uk I1ul I1um I1un I1uo I1up I1uq I1ur I1us I1ut I1uu I1uv I1uw I1ux I1uy I1uz I1va I1vb I1vc I1vd I1ve I1vf I1vg I1vh I1vi I1vj I1vk I1vl I1vm I1vn I1vo I1vp I1vq I1vr I1vs I1vt I1vu I1vv I1vw I1vx I1vy I1vz I1wa I1wb I1wc I1wd I1we I1wf I1wg I1wh I1wi I1wj I1wk I1wl I1wm I1wn I1wo I1wp I1wq I1wr I1ws I1wt I1wu I1wv I1ww I1wx I1wy I1wz I1xa I1xb I1xc I1xd I1xe I1xf I1xg I1xh I1xi I1xj I1xk I1xl I1xm I1xn I1xo I1xp I1xq I1xr I1xs I1xt I1xu I1xv I1xw I1xx I1xy I1xz I1ya I1yb I1yc I1yd I1ye I1yf I1yg I1yh I1yi I1yj I1yk I1yl I1ym I1yn I1yo I1yp I1yq I1yr I1ys I1yt I1yu I1yv I1yw I1yx I1yy I1yz I1za I1zb I1zc I1zd I1ze I1zf I1zg I1zh I1zi I1zj I1zk I1zl I1zm I1zn I1zo I1zp I1zq I1zr I1zs I1zt I1zu I1zv I1zw I1zx I1zy I1zz

本人の希望	家族の希望
-------	-------

参加 【主目標】	目標【到達時期】										評価項目・内容											
	家庭内役割:										家庭内役割:											
	外出(目的・頻度等):										外出:											
項目	自立・介護状況					自宅での実行状況(目標:「する活動」)					日常生活での実行状況:「している活動」					評価・訓練時の能力:「できる活動」						
	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	
屋外歩行 (含:家からの出入り)																						
階段昇降																						
トイレへの移動																						
食 事																						
排 泄																						
整 容																						
更 衣 (含:靴・装具の着脱)																						
入 浴																						
家 事																						
コミュニケーション																						

リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等

自己実施プログラム

前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 H 年 月 日	本人サイン	家族サイン	説明者サイン
-------------------	-------	-------	--------

<注>:健康状態・参加・活動(実行状況、能力)・心身機能・環境は、WHO-ICF(国際生活機能分類)による
・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと

リハビリテーション実施計画書（記載例）

計画評価実施日 ○○年 ○月 ○○日

利用者氏名 厚生花子 男 (81歳)	T10年1月5日生	要介護度: 1	担当医: ○○	PT: ○○	OT: ○○	ST: ○○	SW: ○○	看護師: ○○	
健康状態 (原因疾患、発症日等) 膝関節症 (右強い、20年前から) 十痠用症候群	合併疾患	廃用症候群: □軽度 □中等度 □重度 原因: 膝痛のための活動性低下				障害老人の日常生活自立度 正常 J1 J2 (A) A2 B1 B2 C1 C2 痴呆性老人の日常生活自立度 ①正常 I IIa IIb IIIa IIIb IV M			

本人の希望 一人で外出したい (特に近所、買い物)	家族の希望 これ以上悪くなって欲しくない (平日は家事をして欲しい)
------------------------------	---------------------------------------

参加 主目標	目標 [到達時期]						評価項目・内容															
	家庭内役割: 平日の主婦業 外出 (目的・頻度等): 買い物 (週2回)、友人宅 (週3回)、 老人会 (週1回)						家庭内役割: 特に なし (2ヶ月前まで平日の家事実施。現在嫁が行っているが、 嫁はパートにも行っている。) 外出: 家族の介助時のみ (3ヶ月前から介助必要)															
	自立・介護状況						自宅での実行状況 (目標): 「する活動」					日常生活での実行状況: 「している活動」					評価・訓練時の能力: 「できる活動」					
項目	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	自立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	独立	見守り	口頭指示	一部介助	全介助	行わず	備考	
屋外歩行 (含: 家からの出入り)	レ						買い物: シルバーカー それ以外: 四脚杖							レ	腕組み	レ						シルバーカー
階段昇降	レ						手すり								レ							
トイレへの移動	レ						家具配置換え つたい歩きも	レ							レ							
食 事	レ							レ							レ							
排 泄	レ							レ							レ							
整 容	レ							レ							レ							
更 衣 (含: 靴・装具の着脱)	レ							レ							レ							
入 浴	レ											レ			レ							広い歩き指導 洗い椅子使用 膝への負担の 少ない方法の 指導
家 事	レ						平日の昼・夕食 掃除							レ	レ							
コミュニケーション							問題なし					問題なし										

リハビリテーション・プログラム、家族への指導、リスク管理、終了の目安・時期等
 膝痛のために歩行・家事などの活動制限を生じ、それによって生活が不活発となり、廃用症候群が進行している状態。そのため個別リハとして、活動能力を向上させて生活を活発化させ、廃用症候群を改善していく。具体的には、
 1) 膝に負担の少ない自宅生活での諸活動のやり方をPT・OTが指導し、自宅で行ってもらう。
 (特に家事は細かく指導していく。) (随時家族にも、自立までの介助方法を指導していく。)
 2) 外出自立のために、適切な歩行補助具 (買い物時はシルバーカー、それ以外は四脚杖) を使用した屋外移動、
 買い物等の活動能力向上訓練を行う。また家からの出入りや、靴の着脱能力向上をはかる。
 外出が自立し、平日の家事が自立したら個別訓練は終了。その後は日常生活の中での活動性向上を指導していくことで、
 廃用症候群を改善させていく。

自己実施プログラム
 下肢の運動 (適用に注意)

前回計画書作成時からの改善・変化、プログラム変更内容 等

本人・家族への説明 H ○○年 ○○月 ○○日	本人サイン 厚生花子	家族サイン 厚生次郎	説明者サイン ○○
-------------------------	------------	------------	-----------

<註>: ・健康状態・参加・活動 (実行状況、能力) ・心身機能・環境は、WHO ICF (国際生 機能分類) による
 ・詳細な内容が必要な場合は別紙記載の上、添付のこと